

令和6年度 埼玉県認知症介護基礎研修 実施要項

1 目的

介護保険施設・事業所等が当該事業を行う事業所（以下「介護保険施設・事業所等」という）に従事する介護職員等に対して、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得するための研修を実施することにより、チームアプローチに参画する一員として基礎的なサービス提供を行うことができるようにすることを目的とします。

2 実施主体

埼玉県

3 委託機関

- (1) 実施主体の事業に係る運用事務を公益財団法人介護労働安定センター埼玉支部（以下「介護労働安定センター」という）に委託することとします。
- (2) 介護労働安定センターは、社会福祉法人東北福祉会認知症介護研究・研修仙台センター（以下「仙台センター」という）が管理するeラーニングシステムを使用し、管理・運用します。

4 受講対象者

以下の要件（1）（2）（3）をすべて満たす者

- (1) 埼玉県内（さいたま市を除く^{※1}）に所在地のある介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等

※ さいたま市内に所在地のある介護保険施設・事業所等は、さいたま市が実施する研修にお申し込みください。

- (2) 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者
- (3) 認知症介護実践研修（実践者研修、実践リーダー研修）、認知症介護指導者養成研修等の未修了者^{※2}

※ 令和3年度介護報酬改定により、無資格者に対する本研修の受講が義務づけられています。また、新卒採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した職員は採用後1年間の猶予期間が設けられています。

※ 受講対象者の詳細は「FAQよくある質問（埼玉県庁作成）」もご参照ください。

5 申込受付期間

申込受付は、**令和6年4月30日(火)**から**令和7年3月31日(月)**までとします。

3月はシステム上混み合いますので、余裕を持ってお申込み下さい。

6 研修の方法

- (1) 社会福祉法人東北福祉会認知症介護研究・研修仙台センター（以下 仙台センター）が管理するeラーニングシステムを使用します。

「eラーニング」とは、インターネット上に掲載された講義動画や確認テスト等の学習コンテンツを受講者が視聴等して学習する仕組みです。パソコン、タブレット端末、スマートフォンで24時間いつでも受講可能です。

- (2) 受講にあたり以下の条件を全て満たしている必要があります。

ア 必要環境：HTML5 対応ブラウザ及び Javascript が有効になっていること

イ 対応端末：上記環境を満たしたパソコン・各種タブレット端末・スマートフォン

ウ 対応ブラウザ：Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari（いずれも最新版）

7 申込から受講開始までの流れ

受講開始までには以下のステップを行っていただく必要があります。

- (1) STEP 1 介護労働安定センターへの申込および支払い

この作業は主に、事業所の管理者や施設長等が行います。

詳細は、別紙1 受講の流れSTEP 1をご覧ください。

- (2) STEP 2 eラーニングシステムでの受講登録

この作業は主に、受講者本人が行います。

下記リンクのホームページから行ってください。

認知症介護研究・研修仙台センター <https://kiso-elearning.jp/>

(※ 令和7年2月4日より、トップページのURLが変更になりました。)

詳細は、別紙2 受講の流れSTEP 2をご覧ください。

8 受講料のお支払い等について

- (1) 受講料は、一人あたり1,700 円(税込)です。
- (2) 受講料は、「令和6年度 埼玉県認知症介護基礎研修 eラーニング申込書」に記載された請求書宛名に、「請求書」が送達されます。
指定された口座へ、支払い期限までにお振込みください。
- (3) 領収書は、金融機関等の払込票をもって代えさせていただきます。

9 受講料の返金等について

- (1) **受講料振込後の返金には応じられません。**
- (2) ただし、次のア・イ・ウを、すべて満たす場合は、受講者の変更が可能です。
 - ア eラーニングシステムでの受講登録をまだしていないこと**
 - イ ご入金から1年が経っていないこと**
 - ウ 変更前と変更後の受講者が同じ事業所内であること**
- (3) 上記ア・イ・ウをすべて満たし受講者の変更を希望される方は、速やかに介護労働安定センター埼玉支部(048-813-2551)へお申し出ください。

10 受講決定(受講承認)

上記7のSTEP1“介護労働安定センターへの申込および支払い”およびSTEP2“eラーニングシステムでの受講登録”の両方を手続きいただいた事を介護労働安定センターが確認し、受講者の承認をします。

承認後は、研修サイトを通じて受講できる旨のメールが事業所コード登録時の管理者等と、受講者にメールで届きますので、原則として14日以内に受講し、修了してください。

11 修了証書について

- (1) 全てのコンテンツを視聴し、全ての確認テストを終了した場合、システム上からご自身で修了証書を発行できます。
- (2) 修了証書はPDFファイルです。パソコン等に保存し印刷も可能です。
- (3) 研修修了直後でなくても修了証書の発行はできます。後日修了証書が必要になった場合は再度ログインし、修了証書の発行画面へ進んでください(表示・保存するための有効期限のようなものは現状特段ありません)。

1 2 その他

- (1) 申込みから修了証書の発行・受領に至るまで、埼玉県、介護労働安定センター、仙台センターの指示に従い手続き等を行ってください。
- (2) 替え玉受験をはじめとした不正行為があった場合、その後当該施設・事業所からの申込は一切受け付けません。
- (3) IDとパスワードが分からなくなった場合は、トップページ (<https://kiso-elearning.jp/>) から、「**ID・パスワードを忘れた時はここから**」へアクセスしお手続きをしてください（埼玉県及び介護労働安定センターでお調べしたり再発行したりすることはできません）。（※ 令和7年2月4日より、トップページのURLが変更になりました。）

1 3 本研修に関するお問合せ先

埼玉県ホームページにて「よくある質問（FAQ）」も掲載しております。（参考）
お電話いただく前に、今一度ご参照ください。

受講申込み、受講許可に関すること	公益財団法人 介護労働安定センター 埼玉支部	電話：048-813-2551
e-ラーニングシステムに関すること	社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター	e-ラーニングシステムサイト内の「お困りの場合はこちら」の「お問い合わせフォーム」からお問い合わせください。
その他研修に関すること	埼玉県庁 地域包括ケア課 認知症・虐待防止担当	電話：048-830-3251